

見 積 依 頼 説 明 書

静岡地方法務局会計課

平成29年12月8日付けで公示した郵便料金計器一式交換契約に係る見積合わせ等については、関係法令に定めるほか、この見積依頼説明書によるものとします。

本件見積合わせに参加しようとする者は、本書記載事項、仕様書、オープンカウンター方式による見積依頼の公示及び当局提示事項等を熟知の上、見積書を提出してください。

- 1 契約担当官
支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 西江昭博
- 2 見積依頼件名
郵便料金計器一式交換契約
- 3 物品の仕様等
仕様書のとおり
- 4 納品場所
仕様書のとおり
- 5 納入期限
平成30年3月15日（木）まで
- 6 見積書の提出期限及び提出場所
 - (1) 提出期限
平成29年12月25日（月）午後2時00分
 - (2) 提出場所
〒420-8650
静岡市葵区追手町9番50号
静岡地方法務局会計課用度係（担当：高橋）
- 7 参加資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 契約の相手方として不適当な者でなく契約の相手方として不適当な行為をし

ない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

8 提出書類

(1) 見積合わせに参加しようとする者は、次に掲げる資料を準備し、提出期限までに持参又は郵送により、指定の場所に提出すること（書類の作成に係る費用は見積合わせに参加しようとする者の負担とする。）。

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し 1部

イ 誓約書（役員等名簿添付）（別紙1様式） 1部

ウ 納入物品が仕様に適合することの証明書（カタログ等） 1部

エ 委任状（別紙2様式）（代表者以外の者が見積合わせに参加する場合のみ） 1部

(2) 上記書類の提出期限及び提出場所

上記6(1)及び同(2)に同じ。

9 仕様書等に対する質問事項の提出期間等

仕様書等に対する質問がある場合には、次に従い、適宜の様式の書面により提出すること。

(1) 提出期間

平成29年12月8日（金）から平成29年12月15日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）。

(2) 提出場所

上記6(2)に同じ。

(3) 提出方法

FAX（FAX番号は後記16のとおり。）によること。なお、送達確認を必ず行うこと。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成29年12月18日（月）午後5時00分までに、FAXにより送付する。

10 見積りの無効等

次の各号の一に該当する見積書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者の行った見積り

(2) 記名、押印を欠く見積り

(3) 金額を訂正した見積り

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

(5) 明らかに連合によると認められる見積り

(6) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り

(7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(8) 誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合の見積り。

11 見積合わせの日時及び場所

(1) 見積合わせの日時

平成29年12月25日（月）午後4時00分（非公開）

(2) 見積合わせの場所

静岡市葵区迫手町9番50号

静岡地方法務局会計課

12 契約の相手方の決定方法等

(1) 予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が2名以上あるときは、くじ引きにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係ない職員にくじを引かせる。

(3) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当局が選定した者へ見積りを依頼することがある。

13 契約保証金

免除する。

14 請書の作成の要否

要

15 支払条件等

前払金，部分払及び一部完成払はない。

16 本件見積合わせに関する問合せ先

〒420-8650

静岡市葵区追手町9番50号

静岡地方法務局会計課用度係（担当：高橋）

電話 054-254-8097 FAX 054-205-0373

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

静岡地方法務局長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

印

※ 添付書類：役員等名簿

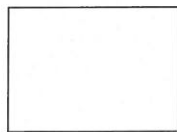
委 任 状

私は、(住所) _____
(氏名) _____

を代理人と定め

下記の権限を委任します。

受任者使用印鑑



記

- 郵便料金計器一式交換契約に関し、
- 1 見積りに関する一切の件
 - 2 契約の締結・履行に関する一切の件
 - 3 代金の請求及び受領に関する一切の件
 - 4 復代理人選任の件
 - 5 その他前各号に付随する一切の件

平成29年 月 日

住 所 (主たる事務所又は本店)
氏 名 (名称又は商号)
代表者資格及び氏名 資 格
氏 名 印

支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 殿

仕 様 書

- 1 調達物品 郵便料金計器一式交換
- 2 調達物品の数量 3台
- 3 調達物品の仕様詳細等
別紙のとおり
- 4 交換場所及び調達物品設置場所
 - (1) 静岡地方法務局藤枝支局 藤枝市青木一丁目4番1号
 - (2) 静岡地方法務局清水出張所 静岡市清水区松原町2番15号
 - (3) 静岡地方法務局磐田出張所 磐田市見付3599番地6
- 5 交換期限
平成30年3月15日(木)まで
なお、具体的な物品の納入及び交換日については、担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 6 当局が引き渡す物品
 - (1) 機種名 ピツニーボウズジャパン株式会社製
PitneyBowes DM100
数 量 3台
設置場所 上記4(1)ないし(3)
- 7 その他
 - (1) 本仕様に適合するものであって、未使用の新品であること。
 - (2) 交換期限は上記5のとおりであるが、受注後可能な限り早期に納入すること。
 - (3) 設置後は速やかに動作確認を行い、直ちに使用可能な状態にした上、納入先の担当職員に対し、機器の使用方法に関する十分な説明を行うこと。
 - (4) 搬入設置、撤去、郵便局への手続その他一切の経費は、納入者の負担とすること。また、こん包残材・ゴミ等は納入者が持ち帰ること。

- (5) 納入入れ替えの際、処分すべき計器については、関係法令に従い適正に処分すること。
- (6) 本件の受注、納品に当たって知り得た事項については、他の者に漏らしてはならない。また、秘密保全に関することについて、担当職員の指示に従うこと。
- (7) 保証期間は、納品完了の日から1年間とする（ただし、機器の改造又は不適切な使用による故障は除く。）。
- (8) 機器に不具合が生じた場合は、当日中又は翌日までに、修理等の対応ができる体制を有していること。
- (9) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項は、必要に応じて担当職員と打合せの上、行うこと。

郵便料金計器 基本仕様

機械寸法（付属品を除く）	幅 350mm以下（キャッチトレーなし） 奥行き 410mm以下 高さ 250mm以下
重量（付属品を除く）	約8kg以下
印字方式	インクジェット方式，直接印字及びラベル印字
処理速度	最大45通／分以上
表示方法（ディスプレイ）	日本語表示
電子スケール	本体一体型
最大計量可能重量	2.5kg以上
対応郵便物サイズ	最小 89mm×127mm以下 最大 240mm×332mm以上 厚さ 最大9.5mm以上
集計機能	部門別料金及び通数集計機能，部門数8部門以上
日付更新	自動日付更新機能
残額補充等	アナログ電話回線を使用して行うことができること。
郵便料金改定	アナログ電話回線を使用し，最新料金をダウンロードできること。
その他	郵便事業株式会社の指定を受けた機器であること。 使用した1か月の郵便料金は，後納で本局において一括納付できるようにすること。
参考規格	ピツニーボウズジャパン株式会社製 DM 100S+ Type2 ネオポストジャパン株式会社製 IS-350

請書(案)

収入印紙

- 1. 契約事項 郵便料金計器一式交換契約
- 2. 契約金額 金〇〇〇,〇〇〇円
- 3. 内訳

品名	仕様又は規格	数量	単価	金額
郵便料金計器一式				

- 4. 履行期限 平成30年3月15日
- 5. 納入場所 静岡地方方法務局藤枝支局, 清水出張所, 磐田出張所
- 6. 保証期間 納品後1年間
- 7. 支払条件 請求書提出後, 30日以内に支払を受けるものとする。

上記のとおりお請けいたします。

平成29年12月25日

殿

住所
氏名



備考 1 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4番とする。
2 内訳は, 必要に応じ別紙とすることができる。

納 入 場 所

庁 名	所 在 地	電 話 番 号	式
静岡地方法務局 藤枝支局	〒426-0037 藤枝市青木一丁目4番1号	054-641-1158	1式
静岡地方法務局 清水出張所	〒424-8650 静岡市清水区松原町2番15号	054-351-4481	1式
静岡地方法務局 磐田出張所	〒438-0086 磐田市見付3599番地6	0538-32-2618	1式
合 計			3式